愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成29年11月17日

愛媛労働局長　濱本　和孝

第４号中「１時間847円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月25日から効力を生ずる。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一、事業計画が定められた年月日　平成二十九年十一月九日

二、調査の種類　都市部官民境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域

三重県　伊勢市

五、調査期間　平成二十九年度

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年11月17日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成29年第４号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年11月17日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成28年４月頃から平成28年９月頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

被告人新里剛及び被告人坂本洞哲らが、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行手口について後記４⑶を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　主な犯罪行為者とその役割分担

主な犯罪行為者は、被告人新里剛及び被告人坂本洞哲であり、前記新里が顧客とのやりとりを行い、前記坂本は、返済口座の調達等を行っていた。

⑵　犯人が用いていた主な通称

「バンドウ」「マジマ」「マツイ」「サカイ」「アイダ」。

「さくらや」「エイト」「あおい」などの屋号を用いることもある。

⑶　主な犯行手口

○　金銭の貸付けについて、電話をかけたり、インターネットのウェブサイトで広告するなどして、顧客を勧誘する。

○　顧客に対し、電話で、貸付けの条件等を告げる。

○　貸付けの期間は、数日から１か月程度とし、この期間は利息及び更新手数料を支払うことにより、延長することができるものとしていた。

○　顧客の預金口座に振込入金をする方法により、金銭を貸し付ける。

○　貸付けの際、手数料名目で、貸付けごとに数千円程度の金額が天引きされることが多い。

○　犯人は、顧客に、犯人の指定する普通預金口座への振込送金をさせる方法により、元利金を受領する。

⑷　犯人が元利金の返済を受領するために使用した普通預金口座（検察官が既に把握しているもの）

【金融機関名】	【口座名義人名】	【口座番号】
三井住友銀行成増支店	株式会社豊建装	6785344
富山第一銀行大阪支店	佐野　元輝	117825
中日信用金庫栄生支店	鈴木　茂樹	0326233
ゆうちょ銀行	鈴木　茂樹	10020―92913901
ゆうちょ銀行	田中　雅宏	14390―62963311
埼玉りそな銀行川口南平支店	土屋　秀男	4152586
大分みらい信用金庫高城支店	仲摩　裕之	1136411
イオン銀行アメシスト支店	仲摩　裕之	4359720
みずほ銀行大分支店	仲摩　裕之	1938700
三菱東京ＵＦＪ銀行日暮里支店	長谷川敏夫	0545287
三井住友銀行越谷支店	長谷川敏夫	1450153
埼玉りそな銀行南越谷支店	長谷川敏夫	5283451
茨城県信用組合岩井支店	旗山　聡	7537679
イオン銀行オパール支店	平野　浩	4487898
ジャパンネット銀行はやぶさ支店	平野　浩	5578416
尼崎信用金庫潮江支店	藤田　邦彦	4015477

⑸　犯人が被害者に対して自己の連絡先として使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）

03―6635―8049、03―6632―3871、03―6635―7236

5　開始決定の時における給付資金の額　金　171万7000円

6　支給申請期間　平成29年11月17日から平成30年１月16日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　新里　剛、坂本　洞哲

⑵　裁判所名　東京地方裁判所

⑶　裁判年月日　平成29年３月14日

⑷　確定年月日　平成29年３月29日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人両名は、無登録で貸金業を営み、業として多数の者に対し金銭の貸付けを行うに当たり、その元金及び法定の利率を超える利息を受領するに際し、平成28年４月12日頃から同年８月31日頃までの間、13回にわたり、当該多数の者をして、前記各犯罪行為に関する貸付けの元金の返済及び利息の支払として、被告人が管理する他人名義の普通預金口座に前記元金の返済及び前記利息の支払が混和した犯罪収益等である現金合計297万7000円を振込送金により入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903 東京都千代田区霞が関１－１－１

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号03―3592―5611（代表）内線4392